

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課宗教法人・文化財担当
内線番号	4521

No.	項目	内容
①	処分名	宗教法人の規則の認証
②	法令名	宗教法人法
③	法令番号	昭和26年法律第126号
④	根拠条項	第12条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(設立の手續) 第12条 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならない。</p> <p>(1) 目的 (2) 名称 (3) 事務所の所在地 (4) 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別 (5) 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免並びに代表役員についてはその任期及び職務権限、責任役員についてはその員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限に関する事項 (6) 前号に掲げるものの外、議決、諮問、監査その他の機関がある場合には、その機関に関する事項 (7) 第六条の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営(同条第二項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方法を含む。)に関する事項 (8) 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分(第二十三条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合には、その事項を含む。)、予算、決算及び会計その他の財務に関する事項 (9) 規則の変更に関する事項 (10) 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項 (11) 公告の方法 (12) 第五号から前号までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によつて制約される事項を定めた場合には、その事項 (13) 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項</p> <p>2 宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適當な方法とする。</p> <p>3 宗教法人を設立しようとする者は、第十三条の規定による認証申請の少くとも一月前に、信者その他の利害関係人に対し、規則の案の要旨を示して宗教法人を設立しようとする旨を前項に規定する方法により公告しなければならない。</p>
⑦	審査基準	・宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項) (平成6.10.1施行)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
		経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	文教課 宗教法人・文化財担当(075-414-4521)
⑬	備考	